

2020年4月8日

お取引先様 各位

クラレトレーディング株式会社

「緊急事態宣言」に伴う措置について

クラレトレーディング株式会社では新型コロナウイルス感染拡大防止策の一環として、従来より当社社員の在宅勤務を推進していましたが、この度の改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」に伴い、感染拡大防止策の更なる強化を図るため、4月8日より当面の間、大阪本社および東京事業所勤務の社員については、原則として在宅勤務とすることといたしました。

なお、当社岡山工場は、従来通り業務を継続いたします。

お取引先ならびに関係者の皆様におかれましては、ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ー本件に関するお問合せ先ー

クラレトレーディング株式会社 人事・総務部長 三宅 富士夫

お取引に関するお問合せは、各担当者までお願いいたします。

大阪本社

大阪市北区角田町8番1号（梅田阪急ビル オフィスタワー39階）

〒530-8611 TEL. (06) 7635-1600（代）

東京事業所

東京都千代田区大手町一丁目1番3号（大手センタービル6階）

〒100-0004 TEL. (03) 6701-2000（代）

以 上